

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年4月10日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼業務執行役員 クリスチャン・ゲジンスキ
(Kristian Gesinski, Director and Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小林 穰

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町1 - 1 - 1 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 横田 貴弘
同 大栢 健太郎
同 下平 玲子
同 金井 友樹

【連絡場所】 東京都千代田区大手町1 - 1 - 1 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6775) 1913

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド
(Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

Aコース証券100億米ドル（約1兆4,967億円）を上限とします。

Bコース証券100億米ドル（約1兆4,967億円）を上限とします。

Cコース証券100億豪ドル（約9,323億円）を上限とします。

Dコース証券100億豪ドル（約9,323億円）を上限とします。

Eコース証券100億ユーロ（約1兆5,560億円）を上限とします。

Fコース証券100億ユーロ（約1兆5,560億円）を上限とします。

Gコース証券100億ニュージーランドドル（以下「NZドル」といいます。）（約8,414億円）を上限とします。

Hコース証券100億NZドル（約8,414億円）を上限とします。

（注）外貨の円貨換算は、特に記載のない限り、2025年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝149.67円、1豪ドル＝93.23円、1ユーロ＝155.60円、1NZドル＝84.14円）によります。以下、外貨の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことにより、2025年1月10日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加または更新するため、また、発行価額の総額の円貨換算額を更新、管理会社の資本金に関する情報を更新、投資リスクの税制に関する情報および参考情報を更新ならびに投資信託制度の概要に関する情報を更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に追加または更新されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (1) 投資状況	1 ファンドの運用状況 (1) 投資状況	更新
(3) 運用実績	(2) 運用実績	追加または更新
(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績	追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表	3 ファンドの経理状況	追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況	5 管理会社の経理の概況	更新
5 その他 (4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況 (3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）により管理されるノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド（Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は以下のとおりです。

（１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

（2025年2月末日現在）

資産の種類	国 名	時価合計 （円）	投資比率 （％）
普通株式	日本	15,892,656,840	90.65
小計		15,892,656,840	90.65
現金、預金およびその他の資産 （負債控除後）		1,639,954,654	9.35
合計（純資産総額）		17,532,611,494	100.00

（注１） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注２） 外貨の円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2025年2月28日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝149.67円、１豪ドル＝93.23円、１ユーロ＝155.60円、１ニュージーランドドル（以下「NZドル」といいます。）＝84.14円）によります。以下、外貨の円金額表示はすべてこれによります。

（注３） 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（２）運用実績

純資産の推移

2024年3月1日から2025年2月末日までの１年間における各月末の純資産総額および１口当りの純資産価格の推移は次のとおりです。

Aコース証券

	純資産総額		１口当りの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2024年3月末日	18,382,027	2,751,237,981	16.38	2,452
4月末日	19,850,527	2,971,028,376	16.56	2,479
5月末日	19,879,290	2,975,333,334	16.57	2,480
6月末日	20,703,904	3,098,753,312	16.60	2,485
7月末日	20,306,674	3,039,299,898	16.12	2,413
8月末日	20,246,786	3,030,336,461	15.22	2,278
9月末日	20,125,836	3,012,233,874	14.94	2,236
10月末日	20,362,172	3,047,606,283	15.04	2,251
11月末日	19,982,382	2,990,763,114	14.92	2,233
12月末日	20,513,144	3,070,202,262	15.38	2,302
2025年1月末日	18,951,323	2,836,444,513	14.72	2,203
2月末日	18,225,268	2,727,775,862	14.30	2,140

B コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2024年3月末日	44,547,293	6,667,393,343	22.15	3,315
4月末日	46,094,500	6,898,963,815	22.49	3,366
5月末日	46,862,548	7,013,917,559	22.63	3,387
6月末日	47,498,673	7,109,126,388	22.79	3,411
7月末日	48,298,914	7,228,898,458	22.78	3,409
8月末日	47,723,095	7,142,715,629	21.64	3,239
9月末日	47,970,353	7,179,722,734	21.35	3,195
10月末日	48,501,700	7,259,249,439	21.60	3,233
11月末日	46,803,468	7,005,075,056	21.53	3,222
12月末日	46,978,859	7,031,325,827	22.29	3,336
2025年1月末日	46,455,168	6,952,944,995	22.22	3,326
2月末日	44,044,491	6,592,138,968	21.68	3,245

C コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2024年3月末日	51,297,791	4,782,493,055	15.82	1,475
4月末日	50,938,728	4,749,017,611	15.94	1,486
5月末日	50,627,434	4,719,995,672	15.93	1,485
6月末日	50,296,559	4,689,148,196	15.95	1,487
7月末日	48,555,887	4,526,865,345	15.46	1,441
8月末日	45,163,647	4,210,606,810	14.39	1,342
9月末日	44,292,617	4,129,400,683	14.12	1,316
10月末日	44,312,934	4,131,294,837	14.25	1,329
11月末日	43,950,482	4,097,503,437	14.16	1,320
12月末日	45,349,987	4,227,979,288	14.64	1,365
2025年1月末日	43,491,063	4,054,671,803	14.06	1,311
2月末日	42,094,988	3,924,515,731	13.66	1,274

D コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2024年3月末日	27,471,790	2,561,194,982	23.73	2,212
4月末日	27,936,542	2,604,523,811	24.02	2,239
5月末日	27,965,732	2,607,245,194	24.11	2,248
6月末日	28,139,230	2,623,420,413	24.24	2,260
7月末日	27,791,454	2,590,997,256	24.10	2,247
8月末日	24,967,350	2,327,706,041	22.55	2,102
9月末日	24,524,557	2,286,424,449	22.23	2,073
10月末日	24,580,750	2,291,663,323	22.52	2,100
11月末日	24,143,273	2,250,877,342	22.47	2,095
12月末日	25,070,918	2,337,361,685	23.33	2,175
2025年1月末日	24,874,377	2,319,038,168	23.24	2,167
2月末日	24,255,479	2,261,338,307	22.67	2,114

E コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	ユーロ	円	ユーロ	円
2024年3月末日	1,429,998	222,507,689	15.93	2,479
4月末日	1,443,580	224,621,048	16.08	2,502
5月末日	1,444,466	224,758,910	16.09	2,504
6月末日	1,450,031	225,624,824	16.12	2,508
7月末日	1,391,217	216,473,365	15.69	2,441
8月末日	1,329,883	206,929,795	14.81	2,304
9月末日	1,306,351	203,268,216	14.53	2,261
10月末日	1,322,959	205,852,420	14.65	2,280
11月末日	1,310,946	203,983,198	14.56	2,266
12月末日	1,359,826	211,588,926	15.03	2,339
2025年1月末日	1,303,359	202,802,660	14.40	2,241
2月末日	1,266,255	197,029,278	13.99	2,177

F コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	ユーロ	円	ユーロ	円
2024年3月末日	814,856	126,791,594	18.98	2,953
4月末日	800,677	124,585,341	19.23	2,992
5月末日	804,178	125,130,097	19.32	3,006
6月末日	812,888	126,485,373	19.43	3,023
7月末日	840,572	130,793,003	19.40	3,019
8月末日	807,255	125,608,878	18.40	2,863
9月末日	842,414	131,079,618	18.13	2,821
10月末日	854,047	132,889,713	18.34	2,854
11月末日	851,987	132,569,177	18.29	2,846
12月末日	882,142	137,261,295	18.93	2,946
2025年1月末日	877,891	136,599,840	18.84	2,932
2月末日	847,971	131,944,288	18.36	2,857

G コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	NZドル	円	NZドル	円
2024年3月末日	17,067,119	1,436,027,393	15.96	1,343
4月末日	17,156,339	1,443,534,363	16.08	1,353
5月末日	16,963,806	1,427,334,637	16.04	1,350
6月末日	16,978,538	1,428,574,187	16.06	1,351
7月末日	16,488,598	1,387,350,636	15.58	1,311
8月末日	15,275,242	1,285,258,862	14.55	1,224
9月末日	14,960,058	1,258,739,280	14.28	1,202
10月末日	15,010,376	1,262,973,037	14.41	1,212
11月末日	14,792,573	1,244,647,092	14.31	1,204
12月末日	15,180,164	1,277,258,999	14.79	1,244
2025年1月末日	14,546,546	1,223,946,380	14.18	1,193
2月末日	14,123,827	1,188,378,804	13.78	1,159

Hコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	N Z ドル	円	N Z ドル	円
2024年3月末日	7,517,519	632,524,049	24.40	2,053
4月末日	7,610,198	640,322,060	24.70	2,078
5月末日	7,636,135	642,504,399	24.78	2,085
6月末日	7,613,431	640,594,084	24.94	2,098
7月末日	7,618,705	641,037,839	24.86	2,092
8月末日	7,274,501	612,076,514	23.35	1,965
9月末日	6,374,243	536,328,806	23.05	1,939
10月末日	6,466,218	544,067,583	23.37	1,966
11月末日	6,451,895	542,862,445	23.32	1,962
12月末日	6,581,381	553,757,397	24.21	2,037
2025年1月末日	6,555,350	551,567,149	24.12	2,029
2月末日	6,341,565	533,579,279	23.54	1,981

分配の推移

2025年2月末日までの1年間における分配の推移は次のとおりです。

（1口当り）

	Aコース証券		Bコース証券	
	米ドル	円	米ドル	円
2024年3月	0.08	11.97	-	-
4月	0.08	11.97	-	-
5月	0.08	11.97	-	-
6月	0.09	13.47	-	-
7月	0.74	110.76	0.35	52.38
8月	0.08	11.97	-	-
9月	0.08	11.97	-	-
10月	0.07	10.48	-	-
11月	0.07	10.48	-	-
12月	0.07	10.48	-	-
2025年1月	0.60	89.80	-	-
2月	0.06	8.98	-	-

（1口当り）

	Cコース証券		Dコース証券	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2024年3月	0.06	5.59	-	-
4月	0.07	6.53	-	-
5月	0.07	6.53	-	-
6月	0.07	6.53	-	-
7月	0.65	60.60	0.38	35.43
8月	0.07	6.53	-	-
9月	0.06	5.59	-	-
10月	0.06	5.59	-	-
11月	0.06	5.59	-	-
12月	0.06	5.59	-	-
2025年1月	0.51	47.55	-	-
2月	0.06	5.59	-	-

(1口当たり)

	E コース証券		F コース証券	
	ユーロ	円	ユーロ	円
2024年 3 月	0.06	9.34	-	-
4 月	0.06	9.34	-	-
5 月	0.06	9.34	-	-
6 月	0.06	9.34	-	-
7 月	0.66	102.70	0.30	46.68
8 月	0.06	9.34	-	-
9 月	0.06	9.34	-	-
10月	0.05	7.78	-	-
11月	0.05	7.78	-	-
12月	0.05	7.78	-	-
2025年 1 月	0.54	84.02	-	-
2 月	0.04	6.22	-	-

(1口当たり)

	G コース証券		H コース証券	
	N Z ドル	円	N Z ドル	円
2024年 3 月	0.08	6.73	-	-
4 月	0.08	6.73	-	-
5 月	0.09	7.57	-	-
6 月	0.09	7.57	-	-
7 月	0.68	57.22	0.39	32.81
8 月	0.08	6.73	-	-
9 月	0.08	6.73	-	-
10月	0.07	5.89	-	-
11月	0.07	5.89	-	-
12月	0.06	5.05	-	-
2025年 1 月	0.54	45.44	-	-
2 月	0.06	5.05	-	-

(1口当たり)

	通貨	設定来累計 (2025年 2 月末日現在)
A コース証券	米ドル	7.93
B コース証券	米ドル	2.62
C コース証券	豪ドル	7.64
D コース証券	豪ドル	2.82
E コース証券	ユーロ	5.92
F コース証券	ユーロ	2.42
G コース証券	N Z ドル	8.34
H コース証券	N Z ドル	2.81

収益率の推移

	期間	収益率（注）
Aコース証券	2024年3月1日～2025年2月末日	3.93%
Bコース証券		3.82%
Cコース証券		1.58%
Dコース証券		1.36%
Eコース証券		2.61%
Fコース証券		2.47%
Gコース証券		2.67%
Hコース証券		2.57%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝2025年2月末日現在の受益証券1口当り純資産価格＋上記の期間の分配金の合計額

b＝2024年2月末日現在の受益証券1口当り純資産価格（分配落の額）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

	期間	収益率（注）
Aコース証券	2016年	0.09%
	2017年	20.32%
	2018年	- 16.25%
	2019年	19.73%
	2020年	- 2.49%
	2021年	14.02%
	2022年	4.85%
	2023年	36.78%
	2024年	19.22%
	2025年	- 2.73%
Bコース証券	2016年	- 0.09%
	2017年	20.61%
	2018年	- 16.96%
	2019年	20.00%
	2020年	- 2.58%
	2021年	14.08%
	2022年	4.87%
	2023年	38.65%
	2024年	19.92%
	2025年	- 2.74%

Cコース証券	2016年	2.72%
	2017年	20.76%
	2018年	- 16.50%
	2019年	18.41%
	2020年	- 5.13%
	2021年	14.19%
	2022年	4.23%
	2023年	35.67%
	2024年	16.83%
	2025年	- 2.80%
Dコース証券	2016年	2.66%
	2017年	20.88%
	2018年	- 16.99%
	2019年	18.46%
	2020年	- 5.19%
	2021年	14.15%
	2022年	4.26%
	2023年	36.92%
	2024年	17.32%
	2025年	- 2.83%
Eコース証券	2016年	0.19%
	2017年	17.81%
	2018年	- 18.92%
	2019年	16.68%
	2020年	- 2.63%
	2021年	13.56%
	2022年	3.10%
	2023年	34.55%
	2024年	18.16%
	2025年	- 3.06%

F コース証券	2016年	- 0.09%
	2017年	17.92%
	2018年	- 19.28%
	2019年	16.46%
	2020年	- 2.70%
	2021年	13.63%
	2022年	3.10%
	2023年	35.62%
	2024年	18.70%
	2025年	- 3.01%
G コース証券	2016年	2.37%
	2017年	21.09%
	2018年	- 16.18%
	2019年	18.56%
	2020年	- 4.51%
	2021年	14.23%
	2022年	4.79%
	2023年	37.52%
	2024年	18.15%
	2025年	- 2.77%
H コース証券	2016年	2.52%
	2017年	21.24%
	2018年	- 16.74%
	2019年	18.67%
	2020年	- 4.64%
	2021年	14.30%
	2022年	4.86%
	2023年	39.08%
	2024年	18.84%
	2025年	- 2.77%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末（2025年については2月末日）の1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格（分配落の額）

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2025年2月末日現在)

Aコース



Bコース



分配の推移

(単位:米ドル、1口当り、課税前)

Aコース

2024年 10月	0.07
2024年 11月	0.07
2024年 12月	0.07
2025年 1月	0.60
2025年 2月	0.06
直近1年累計	2.10
設定来累計	7.93

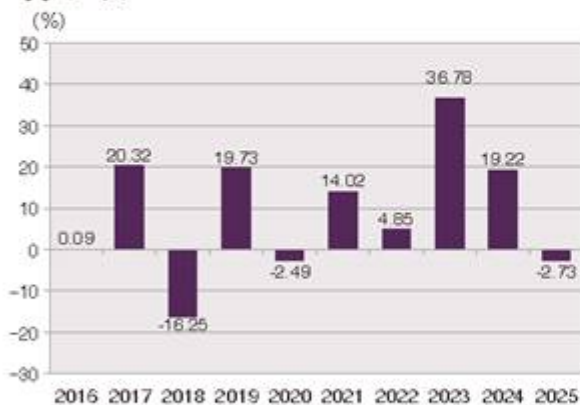
Bコース

2020年 7月	0.20
2021年 7月	0.17
2022年 7月	0.22
2023年 7月	0.24
2024年 7月	0.35
設定来累計	2.62

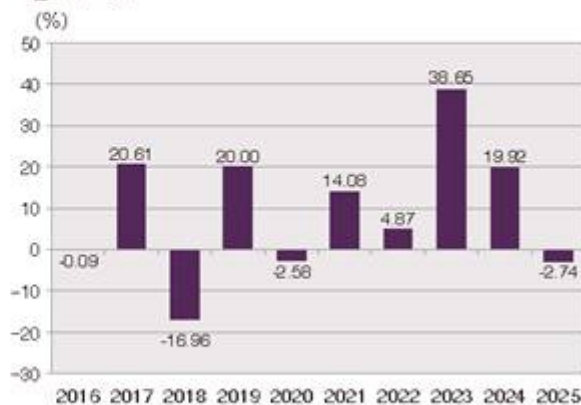
収益率の推移

(暦年ベース) ※2025年は2月末まで

Aコース



Bコース

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移（2025年2月末日現在）

Cコース



Dコース



分配の推移

（単位:豪ドル、1口当り、課税前）

Cコース

2024年 10月	0.06
2024年 11月	0.06
2024年 12月	0.06
2025年 1月	0.51
2025年 2月	0.06
直近1年累計	1.80
設定来累計	7.64

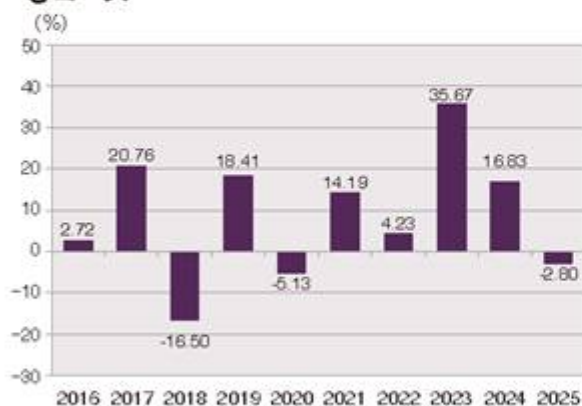
Dコース

2020年 7月	0.22
2021年 7月	0.19
2022年 7月	0.24
2023年 7月	0.26
2024年 7月	0.38
設定来累計	2.82

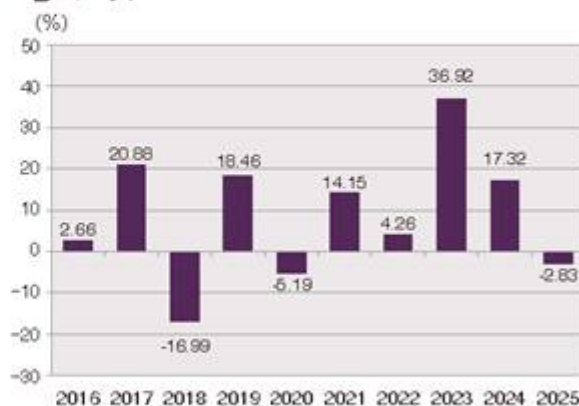
収益率の推移

（暦年ベース）※2025年は2月末まで

Cコース



Dコース

（注）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

a=暦年末の1口当り純資産価格（当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額）

b=当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格（分配前の額）

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移（2025年2月末日現在）

Eコース



Fコース



分配の推移

（単位:ユーロ、1口当り、課税前）

Eコース

2024年 10月	0.05
2024年 11月	0.05
2024年 12月	0.05
2025年 1月	0.54
2025年 2月	0.04
直近1年累計	1.75
設定来累計	5.92

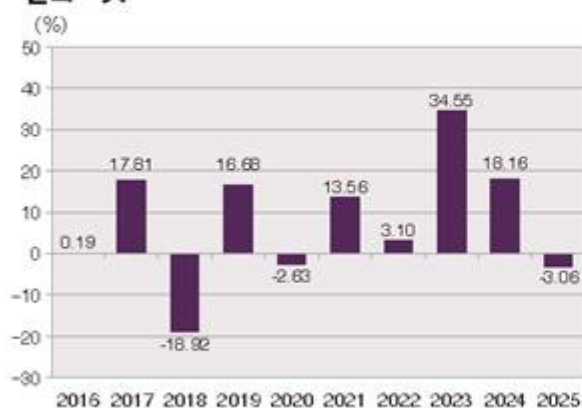
Fコース

2020年 7月	0.18
2021年 7月	0.16
2022年 7月	0.20
2023年 7月	0.21
2024年 7月	0.30
設定来累計	2.42

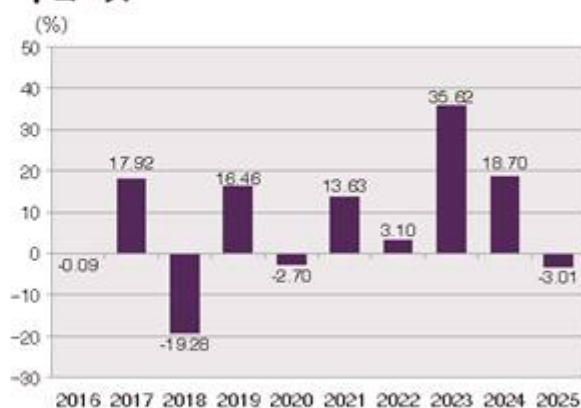
収益率の推移

（暦年ベース）※2025年は2月末まで

Eコース



Fコース

（注）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

a=暦年末の1口当り純資産価格（当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額）

b=当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格（分配前の額）

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移（2025年2月末日現在）

Gコース



Hコース



分配の推移

（単位:NZドル、1口当り、課税前）

Gコース

2024年 10月	0.07
2024年 11月	0.07
2024年 12月	0.06
2025年 1月	0.54
2025年 2月	0.06
直近1年累計	1.98
設定来累計	8.34

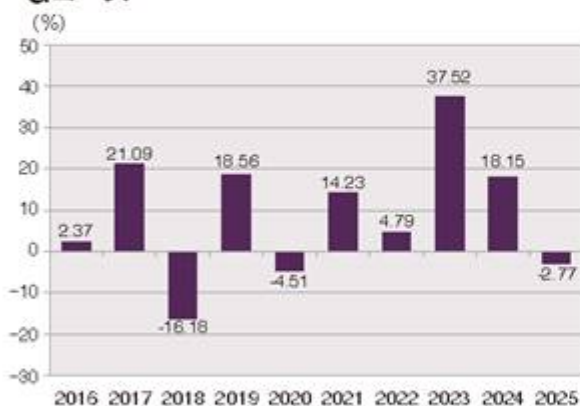
Hコース

2020年 7月	0.22
2021年 7月	0.19
2022年 7月	0.24
2023年 7月	0.26
2024年 7月	0.39
設定来累計	2.81

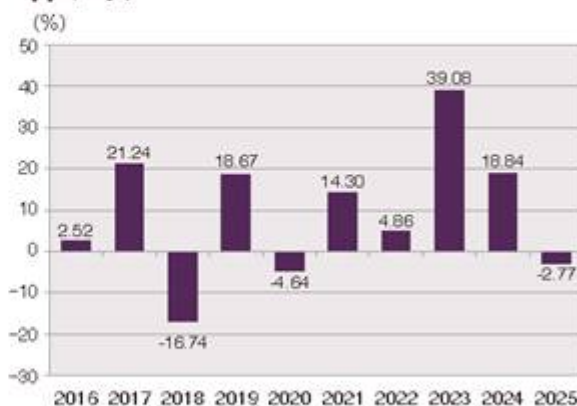
収益率の推移

（暦年ベース）※2025年は2月末まで

Gコース



Hコース



（注）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

a=暦年末の1口当り純資産価格（当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額）

b=当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格（分配前の額）

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

2025年2月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2025年2月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
Aコース証券	342,954 (342,954)	188,318 (188,318)	1,274,514 (1,274,514)
Bコース証券	476,192 (476,192)	387,414 (387,414)	2,031,676 (2,031,676)
Cコース証券	23,795 (23,795)	214,659 (214,659)	3,081,742 (3,081,742)
Dコース証券	35,587 (35,587)	129,335 (129,335)	1,069,712 (1,069,712)
Eコース証券	2,215 (2,215)	2,013 (2,013)	90,495 (90,495)
Fコース証券	5,060 (5,060)	1,800 (1,800)	46,192 (46,192)
Gコース証券	1,850 (1,850)	47,060 (47,060)	1,024,735 (1,024,735)
Hコース証券	7,816 (7,816)	47,148 (47,148)	269,425 (269,425)

(注) ()の数は本邦内における販売口数、買戻口数または発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

1. ファンドの日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」といいます。）において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
3. ファンドの原文の中間財務書類は、日本円で表示されています。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

純資産計算書
2025年 1 月10日現在
(日本円で表示)

	注記	
資産		
投資有価証券 - 時価 (取得価額 : 14,197,635,314円)	2	16,616,478,390
銀行預金		2,040,369,541
先渡為替契約未実現利益	11	201,996,560
デリバティブに係る未収証拠金		539,152,895
ファンド証券発行未収金		278,531
ブローカーに係る未収金		89,852,399
未収収益		35,755,445
資産合計		<u>19,523,883,761</u>
負債		
先物契約未実現損失	12	23,180,000
先渡為替契約未実現損失	11	8,240,470
ファンド証券買戻未払金		9,666,697
ブローカーに係る未払金		56,788,158
未払費用	8	66,748,940
負債合計		<u>164,624,265</u>
純資産		<u><u>19,359,259,496</u></u>

以下のように受益証券によって表章される。

	1 口当りの純資産価格	発行済受益証券数	純資産
A コース証券 (米ドル)	14.98	1,333,564	19,982,962
B コース証券 (米ドル)	21.72	2,101,566	45,639,980
C コース証券 (豪ドル)	14.26	3,097,892	44,172,214
D コース証券 (豪ドル)	22.72	1,073,413	24,392,190
E コース証券 (ユーロ)	14.64	90,495	1,324,879
F コース証券 (ユーロ)	18.45	46,592	859,471
G コース証券 (NZ ドル)	14.41	1,026,035	14,788,467
H コース証券 (NZ ドル)	23.59	271,795	6,411,560

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表
2025年1月10日に終了した期間

A コース証券

期首現在発行済受益証券数	1,236,509
発行受益証券数	177,644
買戻受益証券数	(80,589)
期末現在発行済受益証券数	1,333,564

B コース証券

期首現在発行済受益証券数	2,088,661
発行受益証券数	244,412
買戻受益証券数	(231,507)
期末現在発行済受益証券数	2,101,566

C コース証券

期首現在発行済受益証券数	3,154,337
発行受益証券数	6,810
買戻受益証券数	(63,255)
期末現在発行済受益証券数	3,097,892

D コース証券

期首現在発行済受益証券数	1,161,017
発行受益証券数	16,800
買戻受益証券数	(104,404)
期末現在発行済受益証券数	1,073,413

E コース証券

期首現在発行済受益証券数	88,688
発行受益証券数	2,070
買戻受益証券数	(263)
期末現在発行済受益証券数	90,495

F コース証券

期首現在発行済受益証券数	41,932
発行受益証券数	4,760
買戻受益証券数	(100)
期末現在発行済受益証券数	46,592

G コース証券

期首現在発行済受益証券数	1,057,245
発行受益証券数	1,450
買戻受益証券数	(32,660)
期末現在発行済受益証券数	1,026,035

Hコース証券

期首現在発行済受益証券数	304,520
発行受益証券数	7,250
買戻受益証券数	(39,975)
期末現在発行済受益証券数	<u>271,795</u>

ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド

財務書類に対する注記

2025年1月10日現在

注1 - 組織

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託（*fonds commun de placement*）としてルクセンブルグにおいて設定されたノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド（以下「ファンド」という。）は、譲渡性のある有価証券およびその他の資産からなる非法人の共有体であり、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて株式会社として設立されルクセンブルグ大公国エスペランジュに登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」という。）によって、その共同保有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用される。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から区分されている。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）（「2013年法」）の第1条第46項で定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国において設定され、投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）（「2010年法」）のパート 1 の下で適格であり、2013年法の第1条第39項で定義されるオルタナティブ投資ファンドである。

管理会社は、ファンドのために、8種類のクラスの受益証券（以下それぞれを「コース証券」という。）を発行する。すなわち、

米ドル建てのAコース証券（分配型）（以下「Aコース証券」という。）、
米ドル建てのBコース証券（成長型）（以下「Bコース証券」という。）、
豪ドル建てのCコース証券（分配型）（以下「Cコース証券」という。）、
豪ドル建てのDコース証券（成長型）（以下「Dコース証券」という。）、
ユーロ建てのEコース証券（分配型）（以下「Eコース証券」という。）、
ユーロ建てのFコース証券（成長型）（以下「Fコース証券」という。）、
NZドル建てのGコース証券（分配型）（以下「Gコース証券」という。）、
NZドル建てのHコース証券（成長型）（以下「Hコース証券」という。）である。

全コース証券の全受益証券を、併せて「ファンド証券」という。

各コース証券に帰属する表示通貨以外の通貨建てのファンド資産は、日本円に対する各コース証券の表示通貨の為替変動について、可能な範囲でヘッジされる。

ファンドの存続期間は、当初2014年7月10日までの予定で設定されていたが、5年延長され2019年7月10日までに、さらに5年延長され2024年7月10日までに、またさらに5年延長され2029年7月10日までとなった。ただし、ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意により、いつでも、存続期間の終了前に償還することも、また存続期間を延長することもできる。

ファンドの投資目的は、主に日本株で構成され、積極的な運用が行われるポートフォリオのパフォーマンスを、米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの4つの異なる外貨で追求することである。

株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、ファンドは、上記の積極的なポートフォリオの運用を通じて、高水準のインカム・ゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンを追求を目指す。なお、ポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回るよう、銘柄の選定、投資比率の決定を行うことを基本とする。

ファンドは、参照インデックスとして東証株価指数（「TOPIX」）を用いる。ただし、各コース証券のパフォーマンスはそれぞれの表示通貨ベースで見た場合、参照インデックスのパフォーマンスと必ずしも一致するものではない。

通常の市場環境においては、ファンドはその純資産総額の少なくとも90%を日本株に分散投資し、一定の範囲内で、日本株の株価指数先物取引に投資する。上記の割合は一時的に、一定の状況（外国為替変動により生じた特別な状況等）において達成されない場合がある。

8つのコース証券の資産は、一つのプール（「共通ポートフォリオ」）で運用され、プール内の資産は、各々のコース証券の純資産総額に基づき各コースに帰属する。さらに、各々のコース証券は、当該コース証券の資産を当該表示通貨・日本円間の為替変動から保護するために、為替先渡取引を利用する。

注 2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値により評価される。有価証券が複数の証券取引所または市場に上場されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価される。
- (b) 証券取引所に上場されておらず、または規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- (c) 相場価格が入手できないか、または上記(a)および/もしくは(b)に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- (d) 株価指数先物は、取引が行われている規制ある市場における入手可能な取引最終値で評価される。
- (e) オープン・エンド型の投資信託の受益証券は、報告された直近の純資産価格で評価される。
- (f) 残存期間 1 年以内の短期金融商品は、() 市場価格または() 市場価格が入手できない場合または適切でない場合には、償却原価で評価される。

異常な事態により、かかる評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却された有価証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は日本円で表示される。日本円以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の適用為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建てで行われた投資取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資有価証券の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資有価証券からの実現損益（純額）および未実現の損益（純額）の変動に含まれる。

2025年 1 月10日現在の為替レートは以下のとおりである。

1 円 = 0.01019豪ドル

1 円 = 0.00613ユーロ

1 円 = 0.01129NZドル

1 円 = 0.00631米ドル

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して期末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するために先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。純資産計算書において、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。契約が終結する時、ファンドは開始時の価格と終結時の価格の差額に等しい実現損益を計上する。

注 3 - 管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.03%に相当する日本円で支払われる管理報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注4 - 投資顧問報酬

投資顧問会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.50%に相当する日本円で支払われる資産運用に関する投資顧問報酬を、会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注5 - 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.50%に相当する日本円で支払われる報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注6 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社および発行会社代理人は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.09%に相当する日本円で支払われる管理事務代行報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注7 - 保管報酬

保管受託銀行および支払事務代行会社は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.03%に相当する日本円で支払われる保管報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。副保管受託銀行の報酬は、ファンドの資産から支払われる。

注8 - 未払費用

	(日本円)
投資顧問報酬	24,426,872
代行協会員報酬	24,408,316
管理事務代行報酬	4,394,007
保管報酬	1,465,728
管理報酬	1,465,671
海外登録費用	3,223,728
現金支出費	975,627
専門家報酬	3,578,437
年次税	2,810,554
未払費用	<u>66,748,940</u>

注9 - 分配

A、C、EおよびGコース証券：

これら各コース証券につき、管理会社は、毎月または随時、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能なファンドの他の資産からの分配を行うことができる。

管理会社は、毎月10日現在の受益者に対して、毎月安定的に分配を行う予定である。当日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配を行う。なお、1月と7月には各コース証券の純資産価格水準を勘案して追加的に分配を行う予定である。

B、D、FおよびHコース証券：

これら各コース証券につき、管理会社は、年1回または随時、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能なファンドの他の資産からの分配を行うことができる。

管理会社は、毎年7月10日現在の受益者に対して、分配を行う予定である。当日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配を行う。

分配後のファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された投資信託の最低額の日本円相当額を下回る場合には分配は行うことができない。

分配の行われる日から5年が経過しても請求がなされない場合、受益者は当該分配を受け取る権利を失い、分配金はファンド資産に組み込まれる。

2025年1月10日に終了した期間に、ファンドは総額837,528,185円を（取引日の実勢為替レートで該当するコースの通貨に換算して）、A、B、C、D、E、F、GおよびHコース証券の受益者に対し分配した。

注10 - 税金

ファンドは税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産額の年率0.05%の年次税（*taxe d'abonnement*）を四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所もしくは恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人または法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注11 - 先渡為替契約

2025年1月10日現在、ファンドは、以下の未決済先渡為替契約を有していた。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （日本円）
米ドル	31,020,621	日本円	4,744,490,043	2025年1月21日	162,101,049
米ドル	31,068,011	日本円	4,881,649,190	2025年2月10日	19,461,371
豪ドル	32,323,175	日本円	3,150,107,970	2025年1月21日	17,965,729
ユーロ	1,036,321	日本円	166,681,601	2025年1月21日	2,149,350
NZドル	9,964,270	日本円	881,191,500	2025年1月21日	282,063
ユーロ	1,038,822	日本円	168,967,333	2025年2月10日	(33,334)
NZドル	9,950,010	日本円	879,635,831	2025年2月10日	(1,639,551)
豪ドル	32,325,684	日本円	3,166,371,440	2025年2月10日	(6,341,946)
日本円	6,485,037	米ドル	41,081	2025年2月10日	4,296
日本円	141,831	豪ドル	1,464	2025年1月21日	(1,659)
日本円	479,433	米ドル	3,076	2025年1月21日	(7,104)
日本円	3,127,655	米ドル	19,944	2025年2月10日	(18,596)
日本円	2,825,242	豪ドル	29,162	2025年1月21日	(33,046)
日本円	10,769,944	米ドル	69,099	2025年1月21日	(159,577)
米ドル	61,640	日本円	9,718,578	2025年1月21日	31,139
米ドル	1,758	日本円	276,559	2025年1月21日	1,563
豪ドル	16,148	日本円	1,588,362	2025年1月21日	(5,657)
					193,756,090

注12 - 先物契約

2025年1月10日現在、ファンドは、以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	契約数	銘柄	満期日	時価 （日本円）	未実現損失 （日本円）
ロング・ポジション					
日本円	75	TOPIX先物取引	2025年3月	2,040,000,000	(23,180,000)
				2,040,000,000	(23,180,000)

注13 - 税引後のファンドの当期実績

2025年1月10日に終了した期間の税引後のファンドの当期実績は、2,474,443,581円の損失であった。注9で開示されているとおり、ファンドは受益者に対して837,528,185円の分配を行った。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

投資株式明細表

投資有価証券明細表

2025年 1 月10日現在

(日本円で表示)

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券				
日本				
普通株式				
3,562,100	日本電信電話	371,449,465	547,494,770	2.84
154,100	オリックス	347,260,718	493,120,000	2.56
125,300	三井住友フィナンシャルグループ	222,672,971	470,376,200	2.43
90,200	東京海上ホールディングス	128,296,185	465,702,600	2.41
200,100	デンソー	419,841,452	432,716,250	2.24
198,000	いすゞ自動車	329,489,650	415,305,000	2.15
134,900	三井物産	200,063,183	412,794,000	2.13
14,600	東京エレクトロン	389,924,060	394,565,000	2.04
155,200	村田製作所	398,305,047	391,492,000	2.02
203,200	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	126,582,618	386,791,200	2.00
81,300	大和ハウス工業	271,809,616	376,012,500	1.94
87,600	小松製作所	315,768,021	367,482,000	1.90
239,400	本田技研工業	307,595,157	365,922,900	1.89
122,800	トヨタ自動車	177,507,410	360,049,600	1.86
64,900	信越化学工業	281,446,527	337,155,500	1.74
36,900	伊藤忠商事	192,793,688	271,325,700	1.40
178,400	アステラス製薬	303,410,970	269,384,000	1.39
94,500	NIPPON EXPRESS ホールディングス	236,947,580	230,202,000	1.19
57,100	みずほフィナンシャルグループ	198,409,008	221,833,500	1.15
64,100	三井化学	224,094,884	210,183,900	1.09
46,700	A G C	227,719,941	209,589,600	1.08
52,200	三井住友トラストグループ	158,656,255	189,955,800	0.98
102,300	クボタ	225,050,538	182,452,050	0.94
107,800	アマダ	143,383,014	159,813,500	0.83
67,100	TOYO TIRE	149,571,671	159,362,500	0.82
101,700	パナソニック ホールディングス	130,991,864	159,058,800	0.82
32,000	キャノン	110,005,770	159,040,000	0.82
265,000	王子ホールディングス	154,522,624	157,675,000	0.81
77,900	大林組	101,445,802	157,358,000	0.81
99,600	アルプスアルパイン	149,733,595	156,621,000	0.81
85,700	スズキ	131,627,661	151,603,300	0.78
37,300	ふくおかフィナンシャルグループ	121,376,492	148,454,000	0.77
75,900	I N P E X	122,449,633	148,005,000	0.76
44,700	大阪瓦斯	140,000,068	145,185,600	0.75
113,200	カシオ計算機	162,156,429	142,066,000	0.73
86,900	アサヒグループホールディングス	136,525,787	139,561,400	0.72
64,600	マブチモーター	133,880,029	139,342,200	0.72
133,200	出光興産	93,806,813	135,664,200	0.70
75,000	日清製粉グループ本社	138,882,087	132,562,500	0.68
87,400	日本ゼオン	117,614,910	124,151,700	0.64
16,600	大和工業	133,356,936	122,723,800	0.63
120,600	大和証券グループ本社	148,211,079	121,806,000	0.63
81,400	S Gホールディングス	159,272,890	120,146,400	0.62
94,000	日揮ホールディングス	121,692,969	119,145,000	0.62

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）				
日本（続き）				
普通株式（続き）				
48,100	日本航空	113,496,868	117,364,000	0.61
22,400	ブリヂストン	134,861,776	117,264,000	0.61
43,000	ナブテスコ	117,217,769	116,788,000	0.60
15,700	東京精密	96,916,881	116,745,200	0.60
96,300	四国電力	102,915,288	115,945,200	0.60
28,000	サンドラッグ	108,905,742	114,940,000	0.59
45,600	東京建物	80,174,398	114,296,400	0.59
41,100	住友電気工業	95,260,758	112,675,650	0.58
49,600	丸紅	147,255,373	110,756,800	0.57
42,500	ブラザー工業	104,655,502	108,587,500	0.56
33,700	アイカ工業	112,744,236	108,514,000	0.56
81,300	ユー・エス・エス	98,944,441	108,291,600	0.56
34,100	双日	105,027,958	107,074,000	0.55
5,800	ヒロセ電機	98,175,932	105,705,000	0.55
121,700	コンコルディア・フィナンシャル グループ	74,137,355	105,173,140	0.54
10,400	S C R E E Nホールディングス	102,319,131	104,832,000	0.54
32,200	リンナイ	97,846,281	103,941,600	0.54
20,800	日本郵船	96,663,062	103,438,400	0.53
31,700	住友大阪セメント	118,099,856	102,993,300	0.53
33,100	住友重機械工業	144,414,564	101,617,000	0.52
21,600	ツムラ	85,811,514	100,569,600	0.52
86,300	S U M C O	146,209,035	99,633,350	0.51
39,300	三菱商事	46,217,701	97,405,050	0.50
35,500	住友倉庫	84,896,741	96,489,000	0.50
26,600	住友金属鉱山	109,341,225	94,430,000	0.49
37,500	ディップ	96,638,509	93,525,000	0.48
17,400	山九	90,556,682	93,472,800	0.48
105,600	日清紡ホールディングス	116,482,286	93,192,000	0.48
40,200	セイノーホールディングス	66,983,386	92,862,000	0.48
31,100	メイテックグループホールディングス	78,193,519	91,014,150	0.47
136,600	五洋建設	98,095,705	90,319,920	0.47
30,700	A D E K A	82,181,114	85,960,000	0.44
18,400	三井金属鉱業	69,107,594	83,241,600	0.43
29,600	横河ブリッジホールディングス	66,554,526	80,985,600	0.42
19,600	第一生命ホールディングス	75,089,738	80,281,600	0.41
24,700	コムシスホールディングス	69,743,918	79,608,100	0.41
29,400	鹿島建設	68,964,635	79,380,000	0.41
90,100	E N E O Sホールディングス	66,986,821	72,674,660	0.38
30,400	N O K	58,310,267	71,075,200	0.37
11,800	花王	72,269,972	71,071,400	0.37
10,100	コスモエネルギーホールディングス	40,425,705	71,043,400	0.37
14,800	阪和興業	66,955,782	70,966,000	0.37
26,700	豊田通商	49,010,185	70,674,900	0.37
53,800	ヤマハ発動機	71,004,611	69,859,300	0.36

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）				
日本（続き）				
普通株式（続き）				
21,800	稲畑産業	50,877,714	69,651,000	0.36
81,300	レンゴー	89,207,710	69,600,930	0.36
23,300	マルハニチロ	65,609,363	68,338,900	0.35
34,900	日本碍子	67,968,877	67,548,950	0.35
39,700	アイシン	76,448,822	67,430,450	0.35
17,900	因幡電機産業	45,814,053	66,731,200	0.34
55,200	アズビル	63,618,329	66,074,400	0.34
15,900	日本新薬	93,343,793	62,932,200	0.33
11,900	日本ハム	58,764,932	58,012,500	0.30
27,000	サトーホールディングス	59,468,669	57,348,000	0.30
10,500	商船三井	36,273,041	55,744,500	0.29
11,500	ニチレイ	34,673,828	46,000,000	0.24
19,400	フジミインコーポレーテッド	34,627,452	44,911,000	0.23
30,100	ピジョン	103,692,315	42,456,050	0.22
15,500	森永製菓	38,226,388	41,485,750	0.21
24,500	リコー	27,070,288	41,441,750	0.21
22,400	エクシオグループ	36,409,425	38,147,200	0.20
16,000	F U J I	35,643,872	36,800,000	0.19
19,300	スター精密	26,795,639	36,573,500	0.19
28,500	ベルシステム 2 4 ホールディングス	41,877,097	35,767,500	0.18
8,400	太陽ホールディングス	19,089,445	35,154,000	0.18
29,000	千葉銀行	22,083,086	34,495,500	0.18
19,300	マクニカホールディングス	34,163,107	34,218,900	0.18
13,100	積水化学工業	24,829,440	32,894,100	0.17
19,300	ライオン	25,979,741	32,346,800	0.17
8,300	大塚商会	23,058,914	28,742,900	0.15
16,500	伊藤忠エネクス	16,337,881	25,921,500	0.13
16,300	センコーグループホールディングス	14,711,180	23,765,400	0.12
9,200	東海理化電機製作所	19,626,351	20,028,400	0.10
17,640	三菱 H C キャピタル	7,942,344	17,825,220	0.09
5,700	三機工業	6,999,016	17,470,500	0.09
2,700	ノエビアホールディングス	14,735,793	12,690,000	0.07
日本合計		14,197,635,314	16,616,478,390	85.83
公認の証券取引所への上場を認可された 譲渡性のある証券、合計		14,197,635,314	16,616,478,390	85.83
投資有価証券合計		14,197,635,314	16,616,478,390	85.83

(1) 「数量」は、株式数を意味する。

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2025年 1 月10日現在

業種別および地域別		純資産に占める割合(%)
日本	金融	17.91
	資本財・サービス	15.12
	情報技術	14.54
	一般消費財・サービス	12.99
	素材	12.93
	エネルギー	2.84
	電気通信サービス	2.84
	ヘルスケア	2.68
	生活必需品	2.50
	公益事業	1.48
		85.83
投資有価証券合計		85.83

株式以外の投資有価証券明細表

該当事項はありません。

投資不動産明細表

該当事項はありません。

その他投資資産明細表

該当事項はありません。

借入金明細表

該当事項はありません。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額（2025年2月末日現在）

資本金の額	375,000ユーロ（約5,835万円）
発行済株式総数	15株（１株25,000ユーロ（約389万円））

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社（ノムラ・バンク・ルクセンブルクＳ．Ａ．の完全子会社です。）は1991年７月８日付公正証書（1991年８月16日に「メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」に公告）によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款は、ルクセンブルグの商業および法人登記所（同所にて、閲覧および写しの入手が可能）に預託されました。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、ルクセンブルグの商業および法人登記所に登録第B 37 359号として登録されています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- (a) 投資信託の運用に関する2010年12月17日法（改正済）（以下「2010年12月17日法」といいます。）の第101条第2項および別表 に基づき、ルクセンブルグ国内外においてEU通達2009/65/EC（以下「UCITS通達」といいます。）に従い認可された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。）の管理を行うこと、およびUCITS通達に従う認可がされていないルクセンブルグ国内外における投資信託（以下「UCI」といいます。）の追加的管理を行うこと
- (b) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUに規定される、ルクセンブルグ国内外で設立されたオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）に関し、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年７月12日付ルクセンブルグ法（改正済）（以下「2013年７月12日法」といいます。）の第5条第2項および別表Iに基づくAIFの資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと

管理会社は、以下の業務を提供しません。

- (1) 顧客毎の一任運用
- (2) 投資顧問業務
- (3) 投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務
- (4) 2013年７月12日法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年12月17日法および2013年７月12日法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

管理会社は、野村アセットマネジメント株式会社にファンドの運用を委託しています。管理会社は、2010年12月17日法および2013年７月12日法に基づくファンド資産の保管業務および保管受託銀行のその他の業務ならびにファンドの受益証券の純資産価格の計算およびその他の管理業務を、ノムラ・バンク・ルクセンブルクＳ．Ａ．に委託しています。

管理会社は、2025年２月末日現在以下の投資信託を管理・運用しています。管理投資信託財産額は約1.6兆円です。

（2025年2月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	クラス数	純資産額の合計 （通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	1	1,656,991,648.34豪ドル
		1	62,849,307.74カナダドル
		1	41,387,046.58英ポンド
		1	316,907,083.52NZドル
		2	6,083,870,152.28米ドル
ルクセンブルグ	その他のファンド	5	262,511,139.93豪ドル
		2	2,802,864.46カナダドル
		8	89,899,865.90スイスフラン
		15	330,916,665.99ユーロ
		5	101,067,007.30英ポンド
		23	134,416,520,659円
		1	25,086,409.80メキシコ・ペソ
		4	99,041,179.71NZドル
		1	1,836,612,167.95トルコ・リラ
ケイマン諸島	その他のファンド	22	1,313,225,343.79米ドル
		3	173,854,580.05豪ドル
		2	125,326,472.93ユーロ
		3	56,583,116.79NZドル
		7	287,309,008.10米ドル

（３）その他

本書提出前６か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

1. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における承認された法定監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2025年2月28日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝155.60円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「貴社」という。）の2024年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2024年3月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの監査専門家に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理上の要件に準拠して、貴社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化による可能性があるためである。
- ・貴社の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は当報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、貴社の継続性を終了させる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

アントワーヌ・ル・パール

2024年6月7日、ルクセンブルグ

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 March 2024, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2024, and of the results of its operations for the year then ended, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Antoine Le Bars

Luxembourg, 7 June 2024

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「貴社」という。）の2023年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2023年3月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの監査専門家に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理上の要件に準拠して、貴社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化による可能性があるためである。
- ・貴社の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は当報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、貴社の継続性を終了させる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

アントワーヌ・ル・パール

2023年6月9日、ルクセンブルグ

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 March 2023, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2023, and of the results of its operations for the year then ended, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Antoine Le Bars

Luxembourg, 9 June 2023

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

(1) 資産及び負債の状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2024年 3 月31日現在

(ユーロで表示)

	注記	2024年 3 月31日		2023年 3 月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
a) 1 年以内期限到来	3、10	481,997	74,999	497,573	77,422
銀行預金および手元現金	10	10,861,474	1,690,045	10,377,457	1,614,732
		11,343,471	1,765,044	10,875,030	1,692,155
前払費用		49,874	7,760	47,250	7,352
その他資産	6	180,456	28,079	15,000	2,334
資産合計		11,573,801	1,800,883	10,937,280	1,701,841

	注記	2024年 3 月31日		2023年 3 月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	4	375,000	58,350	375,000	58,350
準備金		1,537,500	239,235	1,492,500	232,233
1 . 法定準備金	5	37,500	5,835	37,500	5,835
4 . 公正価値準備金を含むその他準備金					
b) その他配当不可能準備金	5	1,500,000	233,400	1,455,000	226,398
繰越損益	5	8,437,407	1,312,861	8,159,385	1,269,600
当期損益		576,622	89,722	323,022	50,262
		10,926,529	1,700,168	10,349,907	1,610,446

債務

買掛債務

a) 1 年以内期限到来	7	269,518	41,937	271,097	42,183
---------------	---	---------	--------	---------	--------

その他債務

a) 税務当局	6	345,274	53,725	281,579	43,814
----------	---	---------	--------	---------	--------

b) 社会保障当局		32,480	5,054	34,697	5,399
------------	--	--------	-------	--------	-------

		<u>647,272</u>	<u>100,716</u>	<u>587,373</u>	<u>91,395</u>
--	--	----------------	----------------	----------------	---------------

資本金、準備金および負債合計		<u>11,573,801</u>	<u>1,800,883</u>	<u>10,937,280</u>	<u>1,701,841</u>
----------------	--	-------------------	------------------	-------------------	------------------

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2024年3月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	注記	2024年		2023年	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
1 から 5 . 総損益	8、10	1,663,703	258,872	1,610,356	250,571
6 . 人件費		(1,171,966)	(182,358)	(1,146,953)	(178,466)
a) 給与および賃金	9	(1,043,167)	(162,317)	(1,043,479)	(162,365)
b) 社会保障費	9	(128,799)	(20,041)	(103,474)	(16,101)
) 年金関連		(78,780)	(12,258)	(54,933)	(8,548)
) その他社会保障費		(50,019)	(7,783)	(48,541)	(7,553)
8 . その他営業費用		(40,000)	(6,224)	(65,417)	(10,179)
10 . 固定資産の一部を形成するその他投資、 その他証券および貸付金からの収益					
a) 関連事業	10	335,815	52,253	70,094	10,907
b) a) に含まれていないその他収益		—	—	3,184	495
14 . 未払利息および類似費用					
a) 関連事業に関する金額	10	(41)	(6)	(11,085)	(1,725)
b) その他利息および類似費用		(6,886)	(1,071)	(5,223)	(813)
15 . 損益に係る税金	6	(204,003)	(31,743)	(131,934)	(20,529)
16 . 税引後損益		576,622	89,722	323,022	50,262
18 . 当期損益		576,622	89,722	323,022	50,262

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2024年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“ Société Anonyme ”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社（AIFM）としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。さらに、当社は、2010年12月17日法（修正済）の第15章に基づく認可を2017年11月16日にCSSFから得ている。非伝統的資産に投資する投資信託の運用を行うため、当社のAIFMとしての認可の範囲が2020年7月10日付で拡大された。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目13番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。未実現利益は考慮されない。

債権

売上債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、管理している投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注 3 - 1 年以内に期限が到来する売上債権

2024年3月31日現在、売上債権は、管理報酬268,010ユーロ（2023年3月31日：248,341ユーロ）、リスク管理業務33,750ユーロ（2023年3月31日：33,750ユーロ）、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUおよび報告に係る報酬35,669ユーロ（2023年3月31日：35,669ユーロ）、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「GFTC」）およびマスター・トラスト・カンパニー（「MTC」）へのリスクおよびファンド・サポート業務143,050ユーロ（2023年3月31日：179,813ユーロ）ならびにその他未収金1,518ユーロ（2023年3月31日：0ユーロ）により構成されている。注10も参照のこと。

注 4 - 払込済資本金

2024年3月31日および2023年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。2024年3月31日および2023年3月31日現在、当社は、自己株式を取得していない。

注 5 - 準備金および繰越損益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他配当 不可能準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2023年3月31日現在残高	37,500	1,455,000	8,159,385
前期の損益の割当て*	—	—	323,022
富裕税準備金の取崩し	—	(215,000)	215,000
富裕税準備金の割当て	—	260,000	(260,000)
2024年3月31日現在残高	37,500	1,500,000	8,437,407

*2023年6月13日付の年次総会で決定

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他配当不可能準備金

2016年からの富裕税の軽減に関する基準を定める2016年6月16日付の通達（Circular Fort. N 47ter）に基づき、ルクセンブルグ直接税務当局は、最低富裕税額（前年度の法人所得税控除後）を決定し、かつ当該金額を連結納税ベースの富裕税額と比較することにより、会社が所定の年度における富裕税額を軽減できる旨を定めた通達（circular I.Fort n 51）を2016年7月25日に公表した。富裕税として、会社は、前述の金額（控除後の最低富裕税額または連結納税ベースの富裕税額）のうち高い方の金額を課されるものとする。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる富裕税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他配当不可能準備金」として計上することを決定した。

2023年6月13日に行われた年次総会により、2018年の富裕税準備金の全額である215,000ユーロが取り崩され、2024年の富裕税準備金として260,000ユーロが計上された。

2024年3月31日現在、制限準備金は1,500,000ユーロ（2023年3月31日：1,455,000ユーロ）であり、これは、2019年から2023年までの年度の富裕税積立金として計上された額の5倍に相当する。

注 6 - 税金

法人所得税率は18.19%（雇用基金に係る拠出金7%を含む。）、エスペランジュにおける地方事業税率は6.75%で維持された。

2024年3月31日現在、180,456ユーロの前払税がルクセンブルグ税務当局に支払われた。

注 7 - 1 年以内に期限が到来する買掛債務

2024年3月31日および2023年3月31日現在、残高は、未払いの監査報酬および税務コンサルタント報酬、プロジェクト費用、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されている。

注8 - 総損益

2024年3月31日および2023年3月31日に終了した年度において、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2024年 (ユーロ)	2023年 (ユーロ)
サービス報酬	1,964,635	1,879,455
その他対外費用	(300,932)	(269,099)
	<u>1,663,703</u>	<u>1,610,356</u>

2024年3月31日および2023年3月31日に終了した年度において、サービス報酬には、管理報酬、リスク管理報酬およびその他報酬が含まれる。

2024年3月31日に終了した年度において、その他対外費用は、所在地事務報酬96,900ユーロ（2023年3月31日：97,175ユーロ）、内部監査報酬および外部監査報酬107,495ユーロ（2023年3月31日：90,410ユーロ）、弁護士報酬1,263ユーロ（2023年3月31日：6,921ユーロ）およびその他費用95,274ユーロ（2023年3月31日：74,593ユーロ）により構成されている。

注9 - スタッフ

2024年3月31日に終了した年度において、当社は8名（2023年3月31日：8名）を雇用していた。

注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

2023年3月31日に終了した年度の一部の期間の当座預金口座はマイナス金利で、その後はプラス金利が適用された。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に、銀行と当社との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために、特定のサポート業務を提供することを銀行に委任するサービス品質保証契約（随時改正済）を締結した。2024年3月31日に終了した年度につき、年額96,900ユーロ（2023年3月31日：97,175ユーロ）（付加価値税を含む。）が銀行から期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「総損益」の項目において控除されている。

当社は、同項目に基づき、またGFTCおよびMTCとの間で締結され、2024年3月1日付で効力発生した、従前の契約に代わるリスクおよびファンド・サポート業務契約に従い、437,463ユーロ（2023年3月31日：386,000ユーロ）でファンド業務を提供した。

注11 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2024年3月31日現在、約10,327百万ユーロ（2023年3月31日：8,527百万ユーロ）である。

注12 - 後発事象

決算日より後に、重要な出来事は発生していない。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Balance Sheet for the year ended March 31, 2024

(expressed in Euro)

ASSETS	Note(s)	<u>March 31, 2024</u>	<u>March 31, 2023</u>
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) due and payable within one year	3, 10	481,997	497,573
Cash at bank and in hand	10	10,861,474	10,377,457
		<u>11,343,471</u>	<u>10,875,030</u>
PREPAYMENTS		<u>49,874</u>	<u>47,250</u>
OTHER ASSETS	6	<u>180,456</u>	<u>15,000</u>
TOTAL (ASSETS)		<u><u>11,573,801</u></u>	<u><u>10,937,280</u></u>
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES	Note(s)	<u>March 31, 2024</u>	<u>March 31, 2023</u>
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	4	375,000	375,000
Reserves		1,537,500	1,492,500
1. Legal reserve	5	37,500	37,500
4. Other reserves, including the fair value reserve			
b) other non available reserves	5	1,500,000	1,455,000
Results brought forward	5	8,437,407	8,159,385
Results for the financial year		<u>576,622</u>	<u>323,022</u>
		<u>10,926,529</u>	<u>10,349,907</u>
CREDITORS			
Trade creditors			
a) due and payable within one year	7	269,518	271,097
Other creditors			
a) Tax authorities	6	345,274	281,579
b) Social security authorities		<u>32,480</u>	<u>34,697</u>
		<u>647,272</u>	<u>587,373</u>
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u><u>11,573,801</u></u>	<u><u>10,937,280</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2024
(expressed in Euro)

	Note(s)	<u>March 31, 2024</u>	<u>March 31, 2023</u>
1. to 5. Gross results	8, 10	1,663,703	1,610,356
6. Staff costs		(1,171,966)	(1,146,953)
a) salaries and wages	9	(1,043,167)	(1,043,479)
b) social security costs	9	(128,799)	(103,474)
<i>i) relating to pensions</i>		(78,780)	(54,933)
<i>ii) other social security costs</i>		(50,019)	(48,541)
8. Other operating expenses		(40,000)	(65,417)
10. Income from other investments, other securities and loans forming part of the fixed assets			
a) affiliated undertakings	10	335,815	70,094
b) other income not included under a)		---	3,184
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	10	(41)	(11,085)
b) other interest and similar expenses		(6,886)	(5,223)
15. Tax on results	6	(204,003)	(131,934)
16. Results after taxation		576,622	323,022
18. Results for the financial year		<u>576,622</u>	<u>323,022</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2024

Note 1 – General

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B37 359.

The Company’s registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss Account as “Gross results”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014. Moreover, the Company has been granted with Chapter 15 of the modified law of December 17, 2010 license by the CSSF on November 16, 2017. On July 10, 2020, the Company further extended its AIFM licence to manage investment funds exposed to non-traditional assets.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-13-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account. Unrealized gains are not taken into account.

Debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Creditors

Creditors include expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Gross results

Gross results includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Interest income and interest expenses

Interest income and interest expenses are recorded on an accruals basis.

Note 3 – Trade debtors due and payable within one year

As at March 31, 2024, Trade debtors consist of management fees for an amount of EUR 268,010 (March 31, 2023: EUR 248,341), risk management services for EUR 33,750 (March 31, 2023: EUR 33,750), AIFMD and reporting fees for EUR 35,669 (March 31, 2023: 35,669), Risk and Fund Support services to Global Funds Trust Company (“ GFTC ”) and Master Trust Company (“ MTC ”) for EUR 143,050 (March 31, 2023: EUR 179,813) and other recoverable for EUR 1,518 (March 31, 2023: EUR 0). Please also refer to Note 10.

Note 4 – Subscribed capital

As at March 31, 2024 and 2023, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. As at March 31, 2024 and 2023, the Company has not purchased its own shares.

Note 5 – Reserves and Results brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve EUR	Other non available reserves EUR	Results brought forward EUR
Balance as at March 31, 2023	37,500	1,455,000	8,159,385
Allocation of previous year 's results*	---	---	323,022
Release of net wealth tax (" NWT ") reserve	---	(215,000)	215,000
Allocation to NWT reserve	---	260,000	(260,000)
Balance as at March 31, 2024	37,500	1,500,000	8,437,407

* As per decision of the Annual General Meeting as at June 13, 2023.

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other non available reserves

Based on the Circular Fort. N° 47ter dated June 16, 2016, which determines the criteria for the reduction of the NWT as from 2016, the Luxembourg direct tax authorities issued on July 25, 2016 a circular I.Fort N° 51 (the "Circular") indicating that a company may reduce its NWT for a given year by determining the minimum NWT that should be subject to (subtracting the Corporate Income Tax for the precedent year), and by comparing this amount with the NWT that is due based on the unitary value. For the NWT purpose, the company should be liable to the highest of the said amounts (the minimum NWT after reduction or the NWT due based on the unitary value).

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the NWT credited.

This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other non available reserves".

As per Annual General Meeting held on June 13, 2023, the 2018 NWT reserve was fully released for an amount of EUR 215,000, and a NWT reserve of EUR 260,000 was constituted for 2024.

As at March 31, 2024, the restricted reserve amounted EUR 1,500,000 representing five times the NWT credited for the years from 2019 to 2023 (March 31, 2023: EUR 1,455,000).

Note 6 – Taxes

The Corporate Income tax rate remained at 18.19% (including a 7% surcharge for the employment fund) and the Municipal Business tax rate in Hesperange at 6.75%.

As at March 31, 2024, a tax advance of EUR 180,456 was paid to the Luxembourg Tax Administration.

Note 7 – Trade creditors due and payable within one year

As at March 31, 2024 and 2023, the balances are constituted of audit and tax consultancy fees, project costs, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 8 – Gross results

For the years ended March 31, 2024 and 2023, this caption can be analysed as follows:

	2024	2023
	EUR	EUR
Services fees	1,964,635	1,879,455
Other external charges	(300,932)	(269,099)
	<u>1,663,703</u>	<u>1,610,356</u>

For the years ended March 31, 2024 and 2023, the Services fees include the management fees, the risk management fees and other fees.

For the year ended March 31, 2024, Other external charges consist of domiciliation fees for an amount of EUR 96,900 (March 31, 2023: EUR 97,175), internal and external audit fees for EUR 107,495 (March 31, 2023: EUR 90,410), legal fees for EUR 1,263 (March 31, 2023: EUR 6,921) and other charges for EUR 95,274 (March 31, 2023: EUR 74,593).

Note 9 – Staff

For the year ended March 31, 2024, the Company has employed 8 persons (March 31, 2023: 8 persons).

Note 10 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the “Bank”) (incorporated in Luxembourg), which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded negative interest for a portion of the year ended March 31, 2023. Subsequently, positive interest rates were applied. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

The Bank and the Company have signed a Service Level Agreement on February 14, 2014, as amended from time to time, whereas the Company appointed the Bank to provide certain support services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 96,900 including VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the year ended March 31, 2024 (March 31, 2023: EUR 97,175) is recorded in deduction of the caption “Gross results” in the profit and loss account.

Under the same caption and according to the Risk and Fund Support Services Agreement which was concluded with GFTC and MTC, which is effective since March 1, 2024 and which replaces previous agreements, the Company has provided Fund services for an amount of EUR 437,463 (March 31, 2023: EUR 386,000).

Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 10,327 million as at March 31, 2024 (March 31, 2023: EUR 8,527 million).

Note 12 – Subsequent events

No significant event has occurred after the closing date.

[次へ](#)

中間財務書類

- a．管理会社の日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c．日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2025年2月28日における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝155.60円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2024年9月30日現在

（ユーロで表示）

	注記	2024年9月30日		2023年9月30日	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
a) 1年以内期限到来	3	846,415	131,702	414,310	64,467
銀行預金および手元現金	10	11,063,322	1,721,453	10,579,884	1,646,230
		<u>11,909,737</u>	<u>1,853,155</u>	<u>10,994,194</u>	<u>1,710,697</u>
前払費用		<u>36,391</u>	<u>5,662</u>	<u>33,396</u>	<u>5,196</u>
その他資産	6	<u>99,165</u>	<u>15,430</u>	<u>84,075</u>	<u>13,082</u>
資産合計		<u><u>12,045,293</u></u>	<u><u>1,874,248</u></u>	<u><u>11,111,665</u></u>	<u><u>1,728,975</u></u>
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	4	375,000	58,350	375,000	58,350
準備金		1,582,500	246,237	1,537,500	239,235
1. 法定準備金	5	37,500	5,835	37,500	5,835
4. 公正価値準備金を含むその他準備金	5				
b) その他配当不可能準備金		1,545,000	240,402	1,500,000	233,400
繰越損益	5	8,969,029	1,395,581	8,437,407	1,312,861
当期間損益		<u>426,821</u>	<u>66,413</u>	<u>210,481</u>	<u>32,751</u>
		<u>11,353,350</u>	<u>1,766,581</u>	<u>10,560,388</u>	<u>1,643,196</u>

債務

買掛債務

a) 1 年以内期限到来	7	276,348	43,000	283,416	44,100
---------------	---	---------	--------	---------	--------

その他債務

a) 税務当局	6	365,837	56,924	220,446	34,301
----------	---	---------	--------	---------	--------

b) 社会保障当局		49,758	7,742	47,415	7,378
------------	--	--------	-------	--------	-------

		<u>691,943</u>	<u>107,666</u>	<u>551,277</u>	<u>85,779</u>
--	--	----------------	----------------	----------------	---------------

資本金、準備金および負債合計		<u>12,045,293</u>	<u>1,874,248</u>	<u>11,111,665</u>	<u>1,728,975</u>
----------------	--	-------------------	------------------	-------------------	------------------

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2024年9月30日に終了した期間

（ユーロで表示）

	注記	2024年9月30日		2023年9月30日	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
1 から 5 . 総損益	8、10	1,080,982	168,201	804,018	125,105
6 . 人件費		(657,625)	(102,326)	(627,179)	(97,589)
a) 給与および賃金	9	(594,957)	(92,575)	(559,162)	(87,006)
b) 社会保障費	9	(62,668)	(9,751)	(68,017)	(10,583)
) 年金関連		(41,898)	(6,519)	(39,045)	(6,075)
) その他社会保障費		(20,770)	(3,232)	(28,972)	(4,508)
8 . その他営業費用		(20,000)	(3,112)	(37,498)	(5,835)
10 . 固定資産の一部を形成するその他投資、その他証券および貸付金からの収益					
a) 関連事業	10	163,508	25,442	155,325	24,169
b) その他収益		4,168	649	—	—
14 . 未払利息および類似費用					
a) 関連事業に関する金額	10	—	—	—	—
b) その他利息および類似費用		—	—	(3,498)	(544)
15 . 損益に係る税金	6	(146,887)	(22,856)	(80,687)	(12,555)
a) 当年度税金		(146,887)	(22,856)	(80,820)	(12,576)
b) 過年度税金		—	—	133	21
16 . 税引後損益		424,146	65,997	210,481	32,751
17 . 1 から16に表示されないその他税金		2,675	416	—	—
18 . 当会計期間損益		426,821	66,413	210,481	32,751

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

中間財務書類に対する注記

2024年9月30日に終了した期間

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“ Société Anonyme ”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社（AIFM）としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。さらに、当社は、2010年12月17日法（改正済）の第15章に基づく認可を2017年11月16日にCSSFから得ている。非伝統的資産に投資する投資信託の運用を行うため、当社のAIFMとしての認可の範囲が2020年7月10日付で拡大された。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目13番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、中間財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期間の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。未実現利益は考慮されない。

債権

売上債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、次期会計期間中に支払われるが当会計期間に関連する費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、管理している投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 売上債権

2024年9月30日現在、売上債権は、管理報酬273,977ユーロ（2023年9月30日：252,941ユーロ）、リスク管理業務33,750ユーロ（2023年9月30日：33,750ユーロ）、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUおよび報告に係る報酬35,669ユーロ（2023年9月30日：35,669ユーロ）、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「GFTC」）へのファンド業務499,300ユーロ（2023年9月30日：91,950ユーロ）ならびにその他雑収益または未収払戻金3,719ユーロ（2023年9月30日：0ユーロ）により構成されている。

注4 - 払込済資本金

2024年9月30日および2023年9月30日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注5 - 準備金および繰越損益

当期間における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他配当 不可能準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2024年3月31日現在残高	37,500	1,500,000	8,437,407
前年度の損益*	—	—	576,622
富裕税準備金の純取崩し	—	(230,000)	230,000
富裕税準備金	—	275,000	(275,000)
2024年9月30日現在残高	37,500	1,545,000	8,969,029

*2024年7月1日付の年次総会で決定

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他配当不可能準備金

2016年からの富裕税の軽減に関する基準を定める2016年6月16日付の通達（Circular I. Fort. N 47ter）に基づき、ルクセンブルグ直接税務当局は、最低富裕税額（前年度の法人所得税控除後）を決定し、かつ当該金額を連結納税ベースの富裕税額と比較することにより、会社が所定の年度における富裕税額を軽減できる旨を定めた通達（circular I. Fort. n 51）を2016年7月25日に公表した。富裕税として、会社は、前述の金額（控除後の最低富裕税額または連結納税ベースの富裕税額）のうち高い方の金額を課されるものとする。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる富裕税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他配当不可能準備金」として計上することを決定した。

2024年3月31日現在、制限準備金は1,500,000ユーロ（2023年3月31日：1,455,000ユーロ）であり、これは、2019年から2023年までの年度の富裕税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2024年7月1日に行われた年次総会により、2019年の富裕税準備金の全額である230,000ユーロが取り崩され、2024年の富裕税準備金として275,000ユーロが計上された。

注6 - 税金

法人所得税率は18.19%（雇用基金に係る拠出金7%を含む。）、エスペランジュにおける地方事業税率は6.75%で維持された。

2024年9月30日現在、99,165ユーロの前払税がルクセンブルグ税務当局に支払われた。

注 7 - 債務

2024年9月30日および2023年9月30日現在、残高は、未払いの監査報酬およびコンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注 8 - 総損益

2024年9月30日および2023年9月30日に終了した期間において、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2024年9月30日 (ユーロ)	2023年9月30日 (ユーロ)
サービス報酬	1,236,760	931,313
コンサルタント報酬	—	—
その他対外費用	(155,778)	(127,295)
	<u>1,080,982</u>	<u>804,018</u>

2024年9月30日および2023年9月30日に終了した期間において、サービス報酬には、管理報酬、リスク管理報酬およびその他報酬が含まれる。

2024年9月30日に終了した期間において、その他対外費用は、所在地事務報酬48,588ユーロ（2023年9月30日：48,588ユーロ）、内部監査報酬および外部監査報酬44,772ユーロ（2023年9月30日：43,911ユーロ）、弁護士報酬5,429ユーロ（2023年9月30日：1,194ユーロ）およびその他費用56,989ユーロ（2023年9月30日：33,602ユーロ）により構成されている。

注 9 - スタッフ

2024年9月30日現在、当社は10名（2023年9月30日：7名）を雇用していた。

注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に、銀行と当社との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために、特定のサービスを提供することを銀行に委任するサービス品質保証契約（随時修正済）を締結した。半期分の48,588ユーロ（2023年9月30日：48,588ユーロ）（付加価値税を除く。）が銀行から期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「総損益」の項目において控除されている。

当社は、同項目に基づき、またGFTCおよびマスター・トラスト・カンパニー（「MTC」）との間で締結され、2024年3月1日付で効力発生した、リスクおよびファンド・サポート業務契約ならびに2015年1月12日にGFTCとの間で締結されたリスク管理サービス契約（随時修正済）に従い、464,683ユーロ（2023年9月30日：187,533ユーロ）でファンド業務を提供した。

注11 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2024年9月30日現在、約10,652百万ユーロ（2023年9月30日：9,402百万ユーロ）である。

[次へ](#)

（２）損益の状況

管理会社の損益の状況については、「５ 管理会社の経理の概況 （１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照ください。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正箇所を下線または傍線で示します。

第一部 証券情報

(3) 発行(売出)価額の総額

<訂正前>

Aコース証券100億米ドル(約1兆5,364億円)、Bコース証券100億米ドル(約1兆5,364億円)、Cコース証券100億豪ドル(約1兆85億円)、Dコース証券100億豪ドル(約1兆85億円)、Eコース証券100億ユーロ(約1兆6,673億円)、Fコース証券100億ユーロ(約1兆6,673億円)、Gコース証券100億NZドル(約9,162億円)およびHコース証券100億NZドル(約9,162億円)をそれぞれ上限とします。

(注1) 米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの各々の円貨換算は、2024年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=153.64円、1豪ドル=100.85円、1ユーロ=166.73円、1NZドル=91.62円)によります。以下、外貨の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(後略)

<訂正後>

Aコース証券100億米ドル(約1兆4,967億円)、Bコース証券100億米ドル(約1兆4,967億円)、Cコース証券100億豪ドル(約9,323億円)、Dコース証券100億豪ドル(約9,323億円)、Eコース証券100億ユーロ(約1兆5,560億円)、Fコース証券100億ユーロ(約1兆5,560億円)、Gコース証券100億NZドル(約8,414億円)およびHコース証券100億NZドル(約8,414億円)をそれぞれ上限とします。

(注1) 米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの各々の円貨換算は、2025年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=149.67円、1豪ドル=93.23円、1ユーロ=155.60円、1NZドル=84.14円)によります。以下、外貨の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(後略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（3）ファンドの仕組み

管理会社の概要

< 訂正前 >

（前略）

資本金の額	払込済資本金は、375,000ユーロ（約6,252万円）で、2024年10月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約417万円）で記名式株式15株を発行済です。
-------	--

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

資本金の額	払込済資本金は、375,000ユーロ（約5,835万円）で、2025年2月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約389万円）で記名式株式15株を発行済です。
-------	---

（後略）

3 投資リスク

(1) リスク要因

< 訂正前 >

（前略）

- 税制

投資家は、特に、証券の売却代金や利子配当の受け取り代金に、当局により源泉徴収課税を含め、税金、課徴金、公課あるいは他の手数料や費用が課されるかもしれない市場があることにご注意ください。現在の法解釈や実務の理解が変わり、また、法律が遡及的に改正される可能性もあります。したがって、そのような国では、ファンドは、本書日付現在あるいは投資がなされ、評価されあるいは売却された時点では予測できなかった追徴課税を課されることがあります。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

- 税制

投資家は、特に、証券の売却代金や利子配当の受け取り代金に、当局により源泉徴収課税を含め、税金、課徴金、公課あるいは他の手数料や費用が課されるかもしれない市場があることにご注意ください。現在の法解釈や実務の理解が変わり、また、法律が遡及的に改正される可能性もあります。したがって、そのような国では、ファンドは、2025年4月10日現在あるいは投資がなされ、評価されあるいは売却された時点では予測できなかった追徴課税を課されることがあります。

（後略）

参考情報

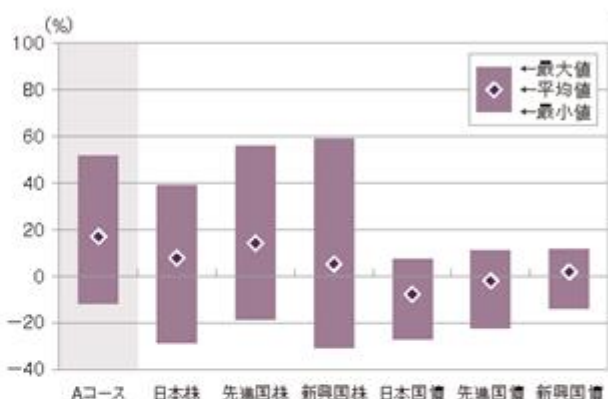
<訂正前>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

Aコース



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	Aコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	51.46	38.86	56.11	58.92	7.29	11.06	11.70
最小値(%)	-11.68	-28.41	-18.51	-30.73	-27.24	-22.50	-14.00
平均値(%)	16.97	7.82	14.22	5.24	-7.68	-2.03	1.85

Bコース



	Bコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	51.59	38.86	56.11	58.92	7.29	11.06	11.70
最小値(%)	-11.67	-28.41	-18.51	-30.73	-27.24	-22.50	-14.00
平均値(%)	16.98	7.82	14.22	5.24	-7.68	-2.03	1.85

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものととして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものととして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX) (配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込) (米ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)

日本国債…FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)

新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)

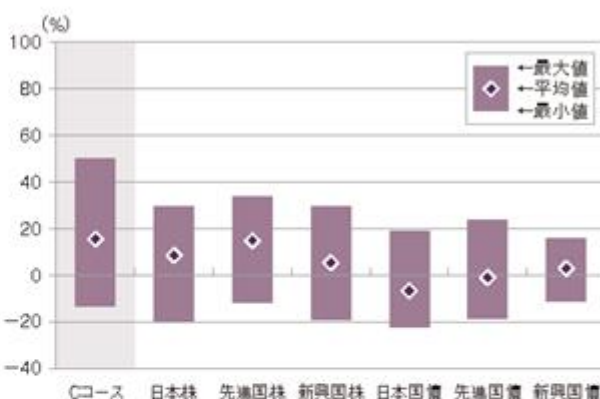
※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

Cコース



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	Cコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	50.11	29.73	33.50	29.64	18.99	23.55	15.81
最小値(%)	-13.51	-19.57	-11.90	-18.89	-22.38	-18.33	-11.31
平均値(%)	15.54	8.49	14.82	5.37	-6.68	-1.03	2.93

Dコース



	Dコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	50.15	29.73	33.50	29.64	18.99	23.55	15.81
最小値(%)	-13.57	-19.57	-11.90	-18.89	-22.38	-18.33	-11.31
平均値(%)	15.54	8.49	14.82	5.37	-6.68	-1.03	2.93

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日 本 株…東証株価指数(TOPIX) (配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込) (豪ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (豪ドルベース)

日本国債…FTSE日本国債インデックス(豪ドルベース)

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス(豪ドルベース)

新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

Eコース



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	Eコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	49.04	29.64	45.75	48.37	10.18	12.19	10.23
最小値(%)	-12.90	-15.31	-12.44	-18.89	-19.25	-13.31	-4.74
平均値(%)	15.36	7.88	14.44	5.08	-7.29	-1.67	2.37

Fコース



	Fコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	49.02	29.64	45.75	48.37	10.18	12.19	10.23
最小値(%)	-12.84	-15.31	-12.44	-18.89	-19.25	-13.31	-4.74
平均値(%)	15.36	7.88	14.44	5.08	-7.29	-1.67	2.37

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものととして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものととして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(ユーロベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(ユーロベース)

日本国債…FTSE日本国債インデックス(ユーロベース)

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス(ユーロベース)

新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス(ユーロベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートによりユーロ換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

Gコース



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	Gコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	52.56	29.17	32.15	34.53	17.94	22.46	14.79
最小値(%)	-13.00	-12.70	-11.04	-15.71	-19.79	-13.96	-9.10
平均値(%)	16.41	8.93	15.31	5.84	-6.24	-0.55	3.44

Hコース



	Hコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	52.64	29.17	32.15	34.53	17.94	22.46	14.79
最小値(%)	-13.00	-12.70	-11.04	-15.71	-19.79	-13.96	-9.10
平均値(%)	16.41	8.93	15.31	5.84	-6.24	-0.55	3.44

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものととして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものととして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX) (配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込) (NZドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (NZドルベース)

日本国債…FTSE日本国債インデックス

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス

新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス

※日本株、日本国債、先進国債および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートによりNZドル換算しています。

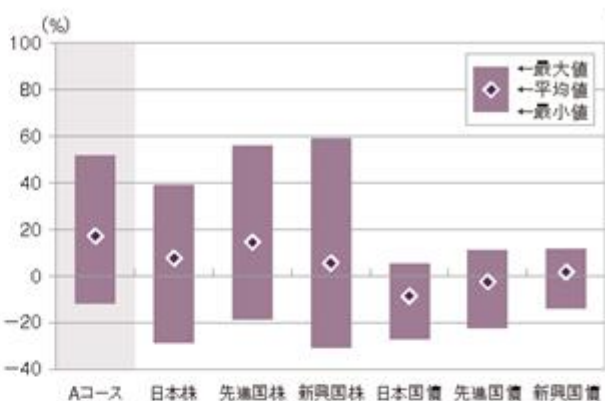
<訂正後>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

Aコース



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	Aコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	51.46	38.86	56.11	58.92	4.98	11.06	11.70
最小値(%)	-11.68	-28.41	-18.51	-30.73	-27.24	-22.50	-14.00
平均値(%)	17.21	7.67	14.55	5.53	-8.58	-2.50	1.71

Bコース



	Bコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	51.59	38.86	56.11	58.92	4.98	11.06	11.70
最小値(%)	-11.67	-28.41	-18.51	-30.73	-27.24	-22.50	-14.00
平均値(%)	17.22	7.67	14.55	5.53	-8.58	-2.50	1.71

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年3月から2025年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)（配当込）

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数（配当込）（米ドルベース）

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込）（米ドルベース）

日本国債…FTSE日本国債インデックス（米ドルベース）

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス（米ドルベース）

新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス（米ドルベース）

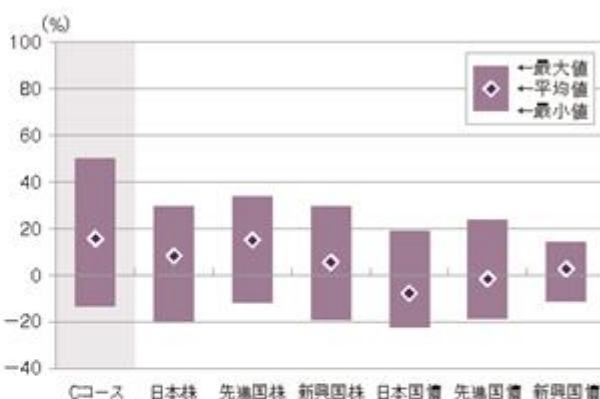
※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

Cコース



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	Cコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	50.11	29.73	33.50	29.64	18.99	23.55	13.98
最小値(%)	-13.51	-19.57	-11.90	-18.89	-22.38	-18.33	-11.31
平均値(%)	15.71	8.27	15.09	5.60	-7.72	-1.61	2.70

Dコース



	Dコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	50.15	29.73	33.50	29.64	18.99	23.55	13.98
最小値(%)	-13.57	-19.57	-11.90	-18.89	-22.38	-18.33	-11.31
平均値(%)	15.71	8.27	15.09	5.60	-7.72	-1.61	2.70

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年3月から2025年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)（配当込）

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数（配当込）（豪ドルベース）

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込）（豪ドルベース）

日本国債…FTSE日本国債インデックス（豪ドルベース）

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス（豪ドルベース）

新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス

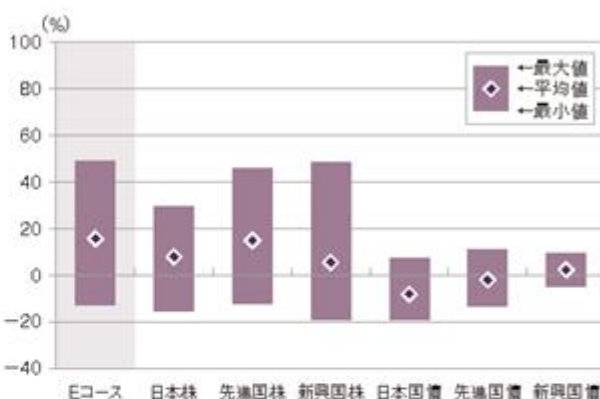
※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

Eコース



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	Eコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	49.04	29.64	45.75	48.37	7.41	10.78	9.20
最小値(%)	-12.90	-15.31	-12.44	-18.89	-19.25	-13.31	-4.74
平均値(%)	15.71	7.86	14.92	5.50	-8.12	-2.04	2.35

Fコース



	Fコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	49.02	29.64	45.75	48.37	7.41	10.78	9.20
最小値(%)	-12.84	-15.31	-12.44	-18.89	-19.25	-13.31	-4.74
平均値(%)	15.73	7.86	14.92	5.50	-8.12	-2.04	2.35

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年3月から2025年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(ユーロベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(ユーロベース)

日本国債…FTSE日本国債インデックス(ユーロベース)

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス(ユーロベース)

新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス(ユーロベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートによりユーロ換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

Gコース



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	Gコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	52.56	29.17	35.46	34.53	17.94	22.46	15.39
最小値(%)	-13.00	-12.70	-11.04	-15.71	-19.79	-13.96	-9.10
平均値(%)	16.65	9.00	15.91	6.38	-7.03	-0.86	3.50

Hコース



	Hコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	52.64	29.17	35.46	34.53	17.94	22.46	15.39
最小値(%)	-13.00	-12.70	-11.04	-15.71	-19.79	-13.96	-9.10
平均値(%)	16.65	9.00	15.91	6.38	-7.03	-0.86	3.50

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年3月から2025年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX) (配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込) (NZドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (NZドルベース)

日本国債…FTSE日本国債インデックス

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス

新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス

※日本株、日本国債、先進国債および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートによりNZドル換算しています。

第三部 特別情報

第3 投資信託制度の概要

<訂正前>

（2024年2月付）

（中略）

．ルクセンブルグ投資信託の法制度と法的形態に関する基本構造

（中略）

3.1.2. F C Pの受益証券の発行の仕組み

（中略）

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式証券、無記名式証券または無券面化証券を発行する。管理会社は、約款に規定された条件に基づき、受益証券の端数に関する制限なく、端数受益証券登録簿への記載について書面による確認書を発行することができる。

（中略）

3.1.3. 2010年12月17日法に基づくF C Pの保管受託銀行

（中略）

D．保管受託銀行は、定期的に、F C Pのすべての資産をまとめた一覧表を管理会社に提出する。

（中略）

a）F C Pの勘定で資産を再利用を遂行する場合であり、

（中略）

3.2.1.2. 2010年12月17日法に基づくS I C A Vの要件

（中略）

- パート S I C A Vは、株式プレミアムまたはパートナーシップ持分を構成する金額を加算した株式資本を備えなければならない。その額は125万ユーロ以上となる。かかる最低額はS I C A V認可後12か月以内に達成されなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロに引き上げることができる。

（注）現在にかかる規則は存在しない。

（中略）

3.2.2. 2010年12月17日法に基づくS I C A Vの保管受託銀行

（中略）

D．保管受託銀行は、定期的に、S I C A Vのすべての資産をまとめた一覧表をS I C A Vに提出する。

（中略）

a) S I C A Vの勘定で資産を再利用を遂行する場合であり、

（中略）

3.2.5. 管理会社を指定しない会社型U C I T Sの追加的要件

（中略）

(3) 通達2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引および当初資本金による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有することを求める。とりわけ、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびにS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

（中略）

4.1.1. 複数のコンパートメントおよびクラスの構造

（中略）

このような状況において、各コンパートメントは、その設立文書に別段の定めがある場合を除き、他のコンパートメントの投資ポートフォリオから分離された、特定の投資ポートフォリオに関連している。この原則に基づき、アンブレラ・ファンドは1つの法人から構成されるにもかかわらず、コンパートメントの資産は、設立文書に別段の定めがある場合を除き、そのコンパートメントの投資家および債権者に対してのみ利用可能となる。

（中略）

4.1.2. 2010年12月17日法に基づく投資口の発行および買戻し

規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資口を発行することができる。2010年12月17日法の対象であるS I C A Vの発行投資口は無額面で全額払い込まなければならない。投資口は、S I C A Vの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はC S S F規則により決定することができる。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産額の変動の結果自動的に変更される。

（中略）

・ 2010年12月17日法に従うルクセンブルグのU C I T S

（中略）

3.2. ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

（中略）

(2) 管理会社が運用するU C I T Sの性格に関し、またU C I T Sの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、通達2009 / 65 / E Cに従い、管理会社は、以下を義務付けられる。

- (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の勘定の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反によりUCITSまたは顧客の利益が害されるリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

（中略）

4.1.3. ルクセンブルグにおけるUCITSに適用される主な規制

（中略）

- タクソノミー規則（規則（EU）2019/2088を改正する、サステナブルな投資を容易にする枠組みの構築に関する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則（EU）2020/852）

4.2. ルクセンブルグにおけるUCITSに適用される追加的要件

（中略）

- （ ） 刑事上の制裁およびその他の行政措置

（中略）

- (10) 第1項に言及されたUCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる種類の責任も報告者に負わせることはない。

（中略）

- . 2013年7月12日法に服するオルタナティブ投資ファンド

（中略）

1.2.2. その他管理会社—第16章に基づく管理会社

（中略）

- (2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。2010年12月17日法第125 - 1条の規定の適用を受ける第16章に基づく管理会社の自己資金は、125,000ユーロの基準額または場合によりCSSF規則が定める最低基準額を下回ってはならない。しかし、そうなった場合、CSSFは、正当な理由がある場合には、かかる管理会社がその状況を是正またはその活動を停止するための限定的な期間を認めることができる。

（注）現在はかかる規則は存在しない。

（中略）

- (8) . 3.2項(5)に記載された行動規則は、第16章に基づく管理会社にも適用される。

（中略）

2.1.4.2. 投資家に提供すべき情報

（中略）

A I F M Dに規定される範囲内に完全に該当し、2013年7月12日法第2章に基づき認可されたA I F Mによって運用されているかまたは内部運用A I F Mとして適格性を有する（下記を参照のこと。）のパート ファンドについては、2010年12月17日法および2013年7月12日法により投資家に対する追加開示が義務付けられている。

（中略）

．ルクセンブルグの投資ファンドおよび投資ファンド運用会社に適用されるサステイナブルな金融規制

1. S F D R

（中略）

E U委員会はS F D R R T S草案を承認するか否かを3か月以内に決定する。E U委員会が改正S F D R R T Sを承認した場合、理事会およびE U議会は、3か月以内に承認または棄却を決定する。

（後略）

<訂正後>

（2025年2月付）

（中略）

．規制されるルクセンブルグ投資信託に関する基本構造

（中略）

3.1.2. F C Pの受益証券の発行の仕組み

（中略）

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式証券、無記名式証券または無券面化証券を発行する。管理会社は、約款に規定された条件に基づき、受益証券の端数に関する制限なく、受益証券または端数受益証券の登録簿への記載について書面による確認書を発行することができる。

（中略）

3.1.3. 2010年12月17日法に基づくF C Pの保管受託銀行

（中略）

D．保管受託銀行は、定期的に、F C Pのすべての資産をまとめた一覧表を管理会社に提出する。

（中略）

a) F C Pの勘定で資産の再利用を遂行する場合であり、

（中略）

3.2.1.2. 2010年12月17日法に基づくS I C A Vの要件

（中略）

- パート S I C A Vは、株式プレミアムまたはパートナーシップ持分を構成する金額を加算した株式資本を備えなければならない、その額は125万ユーロ以上となる。かかる最低額はS I C A V認可後12か月以内に達成されなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロに引き上げることができる。

（注）本書の日付において、かかる規則は存在しない。

（中略）

3.2.2. 2010年12月17日法に基づくS I C A Vの保管受託銀行

（中略）

D．保管受託銀行は、定期的に、S I C A Vのすべての資産をまとめた一覧表をS I C A Vに提出する。

（中略）

a) S I C A Vの勘定で資産の再利用を遂行する場合であり、

（中略）

3.2.5. 管理会社を指定しない会社型U C I T Sの追加的要件

（中略）

(3) 通達2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および安全策を整備すること（金融セクターにおけるデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する2022年12月14日付欧州議会および理事会規則（E U）2022 / 2554、ならびに規則（E C）1060 / 2009、規則（E U）648 / 2012、規則（E U）600 / 2014、規則（E U）909 / 2014および規則（E U）2016 / 1011の改正に従って設定され、運用されるネットワークおよび情報システムに関するものを含む。）、ならびに適切な内部統制メカニズムを有すること（特に、その従業員の個人取引や、自己の勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含んでおり、また、少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびにS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されることを確保するものであること）を求めるものとする。

（中略）

4.1.1. 複数のコンパートメントおよびクラスの構造

（中略）

このような状況において、各コンパートメントは、設立文書に別段の定めがある場合を除き、他のコンパートメントの投資ポートフォリオから分離された、特定の投資ポートフォリオに関連している。この原則に基づき、アンブレラ・ファンドは1つの法人から構成されるにもかかわらず、コンパートメントの資産は、設立文書に別段の定めがある場合を除き、そのコンパートメントの投資家および債権者に対してのみ利用可能となる。

（中略）

4.1.2. 2010年12月17日法に基づく投資口の発行および買戻し

規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資口を発行することができる。2010年12月17日法の対象であるS I C A Vの発行投資口は無額面で全額払い込まなければならない。投資口は、S I C A Vの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料によって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はC S S F規則により決定することができる。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産額の変動の結果自動的に変更される。

（中略）

. 2010年12月17日法に従うルクセンブルグのU C I T S

（中略）

3.2. ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

（中略）

(2) 管理会社が運用するU C I T Sの性格に関し、またU C I T Sの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、通達2009 / 65 / E Cに従い、管理会社は、以下を義務付けられる。

- (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および安全策を整備すること（金融セクターにおけるデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する2022年12月14日付欧州議会および理事会規則（E U）2022 / 2554、ならびに規則（E C）1060 / 2009、規則（E U）648 / 2012、規則（E U）600 / 2014、規則（E U）909 / 2014および規則（E U）2016 / 1011の改正に従って設定され、運用されるネットワークおよび情報システムに関するものを含む。）、ならびに適切な内部統制メカニズムを有すること（特に、その従業員の個人取引や、自己の勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含んでおり、また、少なくとも、当該U C I T Sに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するU C I T Sの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されることを確保するものであること）。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T SまたはU C I T S間の利益の相反によりU C I T Sまたは顧客の利益が害されるリスクを最小化するように組織化され、構成されること。

（中略）

4.1.3. ルクセンブルグにおけるU C I T Sに適用される主な規制

（中略）

- タクソノミー規則（規則（E U）2019 / 2088を改正する、サステナブルな投資を容易にする枠組みの構築に関する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則（E U）2020 / 852）
- 純資産額の計算の誤り、投資規則の不遵守およびU C I レベルのその他の過誤が発生した場合の投資家保護に関するC S S F通達24 / 856

4.2. ルクセンブルグにおけるU C I T Sに適用される追加的要件

（中略）

（ ）刑事上の制裁およびその他の行政措置

（中略）

- (10) 上記(1)に言及されたUCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる種類の責任も報告者に負わせることはない。

（中略）

・ 2013年7月12日法に服するオルタナティブ投資ファンド

（中略）

1.2.2. その他管理会社—第16章に基づく管理会社

（中略）

- (2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。2010年12月17日法第125 - 1条の規定の適用を受ける第16章に基づく管理会社の自己資金は、125,000ユーロの基準額または場合によりCSSF規則が定める最低基準額を下回ってはならない。しかし、そうなった場合、CSSFは、正当な理由がある場合には、かかる管理会社がその状況を是正またはその活動を停止するための限定的な期間を認めることができる。

（注）本書の日付において、かかる規則は存在しない。

（中略）

- (8) ・ 3.2項(5)に記載された行動規則は、第16章に基づく管理会社にも適用される。

（中略）

2.1.4.2. 投資家に提供すべき情報

（中略）

AIFMDに規定される範囲内に完全に該当し、2013年7月12日法第2章に基づき認可されたAIFMによって運用されているかまたは内部運用AIFMとして適格性を有する（下記を参照のこと。）パート ファンドについては、2010年12月17日法および2013年7月12日法により投資家に対する追加開示が義務付けられている。

（中略）

・ ルクセンブルグの投資ファンドおよび投資ファンド運用会社に適用される主なサステナブルな金融規制

本項では、ルクセンブルグの投資ファンドおよび投資ファンド運用会社に適用される主なサステナブルな金融規制の概要のみを記載しており、これに関連して適用されるルクセンブルグおよび欧州における多数の法律および規制の網羅的な分析は行っていない。

1. SFDR

（中略）

EU委員会は2023年12月から3か月以内にSFDR RTS草案を承認するか否かを決定するとしていたが、これまでのところRTS草案は承認されておらず、最近のEU議会選挙およびそれに伴うEU委員会の構成変更を考えると、その時期は依然として不透明である。また、初回適用可能日についても、2026年年初とすることは限定的となっているようである。

（後略）

